

平成 23 年 7 月 6 日

総務省
文部科学省

総務省「フューチャースクール推進事業」及び文部科学省 「学びのイノベーション事業」に係る提案公募開始

総務省及び文部科学省は、「フューチャースクール推進事業」と「学びのイノベーション事業」を連携して実施しますので、両事業に係る取り組みの提案を公募します。

1 事業の概要

本事業において、下記の実証研究を一体的に行う中学校 8 校、特別支援学校 2 校を公募します。

(1) 総務省「フューチャースクール推進事業」

I C T を利活用した教育を実践するために構築した I C T 環境において、学校現場における I C T の利活用を推進していく上での主として情報通信技術面等を中心とした課題を抽出・分析をするための実証を行う。

(2) 文部科学省「学びのイノベーション事業」

21世紀を生きる子どもたちに求められる力を育む教育を実現するために、様々な学校種、子どもたちの発達段階、教科等に応じた効果・影響の検証、モデルコンテンツの開発、デジタル教科書・教材、情報端末等を利用した指導方法等に関する総合的な実証研究を実施する。

本事業の委託先となるためには、「フューチャースクール推進事業」及び「学びのイノベーション事業」の両事業に提案し、採択されなければなりません。

2 提案書の提出

(1) 提出期間

平成 23 年 7 月 6 日（水）から同年 8 月 8 日（月）（必着）まで

(2) 提案方法

それぞれの事業の「実施要領」等に従い、総務省及び文部科学省が定める提出先に、それぞれ提出。

<連絡先>

総務省情報流通行政局情報通信利用促進課

(担当：小林課長補佐、中村主査、大手係長、菊池主任)

電話：03-5253-5685（直通）

FAX：03-5253-5745

<連絡先>

文部科学省生涯学習政策局参事官（学習情報政策担当）付

(担当：専門官 太田、情報教育企画係長 平山)

電話：03-6734-2090（直通）

FAX：03-6734-3712

平成23年度「フューチャースクール推進事業 (中学校及び特別支援学校分)」実施要領

1. 事業目的

- (1) 我が国は世界最先端のブロードバンド環境を備えているにも関わらず、そのインフラの利活用が十分に進んでいない。特に、教育分野においては、ICTの利活用により、双方向性が高まり授業の展開に動きが生じ、児童生徒が主体的に授業に参加するようになり、授業への意欲・関心や知識・理解が高まり、特に初等中等教育において、学力が向上することが指摘されていることから、利活用を推進していくことが強く求められる。加えて、現代社会のあらゆる場面で情報化が急速に進展していく中で、児童生徒の情報活用能力の向上が求められているところである。
- (2) 総務省は、平成22年度から「フューチャースクール推進事業」に取り組み、東日本地域及び西日本地域での公立小学校各5校において、ICT環境を構築の上、その環境を活用した実証を行い、その成果については、『教育分野におけるICT利活用推進のための情報通信技術面に関するガイドライン(手引書)2011』(以下「ガイドライン」という。)にまとめた。
- (3) 平成23年度においては、校種を中学校(中等教育学校前期課程を含む。以下同じ。)及び特別支援学校に拡充し、文部科学省の「学びのイノベーション事業」と十分な連携を確保した上で、ICTの利活用に関する実証研究を実施し、教育分野におけるICT利用環境を構築するための項目を追加・整理し、平成22年度事業で作成したガイドラインの充実と実行性を高めた新たなガイドライン(手引書)を取りまとめる。

2. 委託事業の概要

(1) 事業概要

ICTを利活用した教育を実践するために構築したICT環境において、学校現場におけるICTの利活用を推進していく上での主として情報通信技術面等を中心とした課題を抽出・分析するための実証を行う。その際の必須条件は以下のとおり。

① 実証校

国立又は公立の中学校8校及び特別支援学校2校とする。

② 実証校に構築するICT環境等

【中学校】

- ・全生徒、全教員に1人1台のタブレットPC(障害のある生徒など特別の配慮が必要な場合を除き、全学年で同一機種を原則とする。)と、全普通教室にインタラクティブ・ホワイト・ボードを配備すること。
- ・校舎内外で通信を行うことが可能な無線LAN環境を構築すること。
- ・実証において、児童・生徒の個人情報等の重要な情報を扱うことを想定し、不正アクセス、情報漏洩、コンピューターウィルス等の様々な情報セキュリティ課題について

て、適切な対策を講じること。

- ・実証期間中は、各実証校での実証の実施のサポートを専任とする支援員1名以上を配置すること。

【特別支援学校】

(視覚障害教育特別支援学校)

- ・小学部・中学部の全児童生徒、小学部・中学部を担当する全教員に1人1台のタブレットPC(障害の状態等によりタブレットPCでないPC(以下「PC」という。)も可(据え置いて使用するPCのみを配備する場合を除く。))と、各人の障害の状態等に応じた、点字ディスプレー、点図ディスプレー、タッチパネル等の入出力支援機器を配備すること。また、小学部・中学部の全普通教室に点字プリンターを配備すること。
- ・校舎内外で通信を行うことが可能な無線LAN環境を構築すること。
- ・実証において、児童生徒の個人情報等の重要な情報を扱うことを想定し、不正アクセス、情報漏洩、コンピューターウィルス等の様々な情報セキュリティ課題について、適切な対策を講じること。
- ・実証期間中は、各実証校での実証の実施のサポートを専任とする支援員1名以上を配置すること。

(病弱教育特別支援学校)

- ・小学部・中学部の全児童生徒、小学部・中学部を担当する全教員に1人1台のタブレットPC(障害の状態等によりPCも可(据え置いて使用するPCのみを配備する場合を除く。))と、各人の障害の状態等に応じた、トラックボール、ジョイスティック、スイッチ等の入出力支援機器を配備すること。また、小学部・中学部の全普通教室(病院内等の学級を除く。)にインタラクティブ・ホワイト・ボードを配備すること。
- ・校舎内外で通信を行うことが可能な無線LAN環境を構築するとともに、病院内等の学級(訪問教育等による病室での学習を含む。以下同じ。)についても端末及び無線LAN環境を構築し、かつ、校内の学級と病院内等の学級とをインターネット等で接続して、インタラクティブに通信を行うことが可能な環境を構築すること。
- ・実証において、児童・生徒の個人情報等の重要な情報を扱うことを想定し、不正アクセス、情報漏洩、コンピューターウィルス等の様々な情報セキュリティ課題について、適切な対策を講じること。
- ・実証期間中は、各実証校での実証の実施のサポートを専任とする支援員1名以上を配置すること。

③ 実施テーマ

平成22年度のフューチャースクール推進事業を踏まえ、以下の点の課題の抽出・分析をテーマとする。

I) 中学校については、

- ・ICT環境の構築に際しての課題の抽出・分析

- ・ I C T 環境の利活用に際しての情報通信技術面等の課題の抽出・分析
- ・ I C T 環境の導入・運用に係るコストや体制に関する課題の抽出・分析
- ・ I C T 利活用方策の分析
- ・ 将来に向けた I C T 利活用推進方策の検討

II) 特別支援学校については、上記 I) に示す I C T 環境の構築・運用等に関する各課題について、特に次のような課題の抽出・分析を行うこと。

- ・ 障害の状態等に応じた入出力支援機器等の使用に関する課題
- ・ 校内の学級と病院内等の学級とを接続し、双方向通信に関する課題
- ・ 一般向けのコンテンツを障害のある児童生徒が用いたり、児童生徒一人ひとりの障害の状態等に応じて改変したりあるいは新たな作成に関する課題
なお、卒業後の就労支援も視野に入れ、将来の社会的・職業的自立の基盤となる資質・能力等の育成に適した I C T 環境の構築と実証に配意すること。

III) 災害時において多くの学校施設が避難所としての役割を果たしていることを踏まえ、実証校が災害時に避難所となった際の、構築した I C T 環境の利活用方策と課題の抽出・分析を行うこと。

上記に加え、独自のテーマを設定し、実証を行うことも可能とする。

ただし、教育効果に係る実証については、「学びのイノベーション事業」によるものとする。

なお、本実証に係る公開授業を実施し、地域・教育関係者等第三者に対するアンケート、ヒアリング等を踏まえて評価・分析すること。

(2) 委託先

都道府県、市町村（特別区及び事務組合を含む。）若しくはこれらを含む連携主体（以下「市町村等」という。）又は国立大学法人（国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。）

なお、本事業は、文部科学省の「学びのイノベーション事業」と併せて実施するものであることから、文部科学省が別途募集する当該事業にも提案し、採択されるものでなければならない。

(3) 委託金額

1 校当たり 5, 235 万円を上限とする。

(4) その他

委託事業の実施に当たっては、情報流通行政局情報通信利用促進課（TEL:03-5253-5685 以下「主管課」という。）と協議の上、実施するものとする。

3. 提案手続

(1) 公募期間

委託を希望する者（以下「提案者」という。）は、公募開始の日から、平成23年8月8日（月）14時（必着）までに提案書を提出すること。

(2) 提出書類

以下の書類を各自の様式に従い作成・提出すること。詳細については別紙2を参照すること。

- ① フューチャースクール推進事業（中学校及び特別支援学校分） 提案書（概要）【別添1】
- ② フューチャースクール推進事業（中学校及び特別支援学校分） 提案書 【別添2】
- ③ 事業イメージ図 【別添2-1】
- ④（別紙1）収支見込み 【別添2-2】
- ⑤（別紙2）支出経費の内訳 【別添2-3】
- ⑥ 見積書等（※） 【様式適宜】

※概算見積で可。ただし、複数業者からの相見積書の提出が原則。相見積書を提出できない場合は理由書を提出

【添付書類】

○提案者が連携主体の場合：

- ・連携主体の代表承認書【別添3】

(3) 提出部数等

提案書類（提案書及び補足資料）は次の部数を提出すること。

- ・正本：1部、・副本：2部、・CD-R等の電子媒体：1枚

(4) 提出先

学校所在地を所管する総合通信局等（別紙1参照）に持参又は郵送等（〆切日の14時必着）により提出すること。なお、提案書の返却は行わない。

4. 委託先候補の選定

(1) 選定方法

外部の有識者等を構成員とした評価会を開催し、その結果を基にして、文部科学省との調整を踏まえて、委託案件を決定する。評価会においては、提案者からのプレゼンテーションを踏まえて評価を行う場合があるので、提案者は、総務省からの要請があった場合は、必ずプレゼンテーションに参加すること。なお、プレゼンテーションの日時・内容・方法については、提案者に対し別途連絡をする。また、必要に応じて追加資料の提出等を要請することがある。

決定の際、全体の提案状況に応じて、地域性等を考慮する場合がある。

(2) 選定基準

委託先の選定に当たっては、次に挙げる項目に基づき、総合的に評価を実施する。

① I C T 支援員の配置（必須項目）

実証を各学校において、実証の実施をサポートする支援員を1名以上配置し、十分な授業支援体制を構築すること。

② I C T 関連機器・設備の構築（必須項目）（「6. 委託費」及び「7. 事業の実施

（2）委託事業終了後の残存資産の扱い」参照）

本事業により教育の情報化に関連して以下の環境を構築すること（注1、注2）。

【中学校】

- I) 全生徒、全教員に1人1台のタブレットPC、充電保管庫
- II) 全普通教室にインタラクティブ・ホワイト・ボード
- III) I)とII)などのICT機器が校舎内外で活用できる無線LAN環境
- IV) ICT環境を活用した学習を行うために必要なアプリケーション、ソフトウェア、デジタル教材等

【特別支援学校】

（視覚障害教育特別支援学校）

- I) 小学部・中学部の全児童生徒、小学部・中学部を担当する全教員に1人1台のタブレットPC（障害の状態等によりPCも可（据え置いて使用するPCのみを配備する場合を除く。）。
- II) 各人の障害の状態等に応じた、点字ディスプレー、点図ディスプレー、タッチパネル等の入出力支援機器
- III) 小学部・中学部の全普通教室に点字プリンター
- IV) I)とIII)などのICT機器が校舎内外で活用できる無線LAN環境
- V) ICT環境を活用した学習を行うために必要なアプリケーション、ソフトウェア、デジタル教材等

（病弱教育特別支援学校）

- I) 小学部・中学部の全児童生徒、小学部・中学部を担当する全教員に1人1台のタブレットPC（障害の状態等によりPCも可（据え置いて使用するPCのみを配備する場合を除く。）。
- II) 各人の障害の状態等に応じた、トラックボール、ジョイスティック、スイッチ等の入出力支援機器
- III) 小学部・中学部の全普通教室（病院内等の学級を除く。）にインタラクティブ・ホワイト・ボード
- IV) I)とIII)が活用できる校内及び病院内等の学級における無線LAN環境、並びに校内の学級と病院内等の学級において双方向の通信が可能な環境
- V) ICT環境を活用した学習を行うために必要なアプリケーション、ソフトウェア、

デジタル教材等

(注1) ICT関連機器については、以下のようなICT利活用シーンで使用することを想定している。

【中学校】

- ・生徒がタブレットPCを活用して、手書き入力による文章や図・絵等の作成やデジタル教材等の閲覧・編集等を行う。
- ・タブレットPCや無線LANを活用して教員と生徒又は生徒間で双方向のやりとりを行う。
- ・複数の生徒がタブレットPCを活用して作成した文章や図・絵等について、教員が簡易な操作でインタラクティブ・ホワイト・ボードに表示（生徒の文章や図・絵等を集約して表示する場合を含む。）する。
- ・教員はタブレットPCを通じて、課題に対する各生徒のタブレットPC上の作業の進捗状況を把握し、必要に応じた学習支援を行う。
- ・全生徒の学習履歴を適切に保存するとともに、教員がその学習履歴を利用し必要な学習支援を行う。

【特別支援学校】

上記の中学校に準ずるが、特に病弱教育特別支援学校においては、校内の学級と病院内等の学級との間で、教員と児童生徒及び児童生徒同士が双方向でやりとりし協働学習を行う際に、タブレットPC又はPC、インタラクティブ・ホワイト・ボードを利活用することを想定。

(注2) 各ICT関連機器の仕様については、以下の点に留意すること。

- ・タブレットPC（特別支援学校においてはPCを含む。）については、
 - － 児童生徒が利用することを考慮した大きさ、重量であること。また、児童生徒が利用することを想定した耐衝撃性を備えていること。
 - － タッチパネルによる入力操作を安定して行うことが可能であること（タブレットPCに限る。）。
 - － 無線LANを介した通信が可能であること。
 - － 画面は児童生徒が文字や図表を容易に判読することができ、複数の児童生徒で同一の画面を見ることを想定した大きさであること（デジタル教材等を表示するのに相応しい解像度を備えていること。）。
 - － 日本語に対応していること。
 - － 実証に必要なアプリケーション、ソフトウェア、デジタル教材等が同時に正常に動作すること。
 - － コンセントに接続していない状況で、連続した授業で駆動可能な内蔵電源を備えていること。
 - － 教員用は、複数の児童生徒の学習状況を把握することを想定し、適切な大きさ・解像度の画面、処理能力を備えていること。
 - － 日本国内で販売するための安全基準、技術基準に適合していること。

- ・ インタラクティブ・ホワイト・ボードについては、
 - － デジタル教材等を表示するのに相応しい大きさと解像度を備えていること。
 - － 利活用状況の把握や評価のため、操作履歴等を収集することが可能であること。
 - － 必要なアプリケーション、ソフトウェア(ウィルス対策ソフトウェア等を含む。)、デジタル教材等が同時に正常に動作すること。
 - － 日本国内で販売するための安全基準、技術基準に適合していること。
- ・ 無線ＬＡＮ環境については、
 - － 校舎内外で無線ＬＡＮを利用することが可能であること。
 - － アクセスポイントは、IEEE802.11b／g／n方式等の標準的な方式に対応し、各種設定状況を一元的に管理することが可能であること。
 - － 不正アクセス、情報漏洩、コンピューターウィルス等の様々な情報セキュリティ課題に関して、適切な対応策を講じていること。
 - － 4（2）②の（注1）に示すようなＩＣＴ利活用シーンにおいて無線ＬＡＮの利用が集中した際に、円滑な通信の確保に配慮した容量とすること。
- ・ アプリケーション、ソフトウェア、デジタル教材等については、
 - － 委託期間中のタブレットＰＣ（特別支援学校においてはＰＣを含む。）、インタラクティブ・ホワイト・ボード等の台数分のライセンスを含めること。
 - － 文部科学省が行う「学びのイノベーション事業」のモデルコンテンツ（デジタル教材）を管理・配信できる環境を備えること。なお、具体的な設定方法等は、後日、総務省、文部科学省、教育委員会等、実証校で協議する。
- ・ 特別支援学校に配備する機器については、上記に準ずるとともに、以下の点に留意すること。
 - － 障害の状態等の理由によりＰＣを配備することも可能とする。その場合、ＰＣについてはコンセントに接続して使用することも差し支えない。
 - － 児童生徒の端末の画面は、弱視等の児童生徒が文字や図表を拡大して表示することを考慮し、デジタル教材等を表示するのに相応しい大きさと解像度を備えていること。教員の端末についても、必要に応じて同様の配慮がされること。
 - － 児童生徒の端末については、各人の障害の状態等に応じた各種の入出力支援機器が正常に動作すること。教員の端末についても、必要に応じて同様の配慮がされること。
 - － 児童生徒の端末や入出力支援機器等については、抗菌処理がされているものや除菌が容易であるもの等、衛生に配慮されたものであること。
 - － 視覚障害教育特別支援学校に配備する端末については、視覚障害者用の画面読み上げソフトが正常に動作すること。

- ー 入出力支援機器の選定、調整等に当たっては、専門家の助言、協力が得られるよう配慮すること。
- ー 端末については、授業で使用するアプリケーションやコンテンツとともに、入出力支援機器を動作させるソフトウェアや画面読み上げソフト等の入出力支援ソフトウェアが同時かつ正常に動作すること。

③ プロジェクトリーダーの決定及び地域協議会等の設置・開催（必須項目）

7. (1) で述べる、プロジェクトリーダーが決定され、地域協議会等が設置されていること。

④ 調査研究の体制・熟度

本事業は、文部科学省が実施する「学びのイノベーション事業」と連携して行う事業であることから、ＩＣＴを活用した授業実践についての豊富な経験や知見を有する等、本事業と「学びのイノベーション事業」を同時期に並行して行うのに相応しい体制が取られ、かつ、実証テーマが今後のＩＣＴ利活用促進にふさわしいテーマであり、また、評価手法や指標が設定されている等、調査研究としての熟度が高い事業であること。また、必須テーマに加え、独自の実証テーマを設定していること。

⑤ 効率性・汎用性・普及性

3年間の実証の予算が効率的である等、効率的な事業運営体制となっており、また、機器の選定やシステム設計においてＩＣＴスキルの習熟度を考慮するなど、他地域においても円滑かつ容易に導入・展開できる汎用性・普及性の高い事業であること。

なお、複数の市町村等が連携して行う事業、複数の学校を対象とする事業においては、教育用アプリケーションやデジタル教材等を集約・統合化する等、効率的な事業であること。

⑥ 継続性

委託事業完了以降、ＩＣＴ機器のリースや運営経費の適切な負担等を含め、将来にわたって、自律的に継続できる見込みの事業であること。

(3) 提案内容の確認・採択・修正

総務省は、委託先候補を選定した後、当該委託先候補に提案内容の遂行に支障がないかどうかを確認した上で、本事業と並行して行う「学びのイノベーション事業」を実施する文部科学省と調整の上、最終的な採択の決定を行う。採否の結果は、総務省から総合通信局等を経由して、提案書を提出した団体あてに通知する。

なお、複数の学校を対象とする事業については、提案の対象校を分割、縮減し、そのうちの一校又は複数校を対象に委託先候補とすることがある。

採択された提案内容については、必要に応じて契約時までに総務省と委託先候補との間で調整の上、修正等を行うことがある。

5. 委託契約

(1) 委託契約の締結

採択された事業について、総務省と委託先候補との間で、契約条件の協議を行った上で委託契約を締結する。

なお、契約上の委託経費の額は、必ずしも提案書に記載した希望金額と一致するものではない。また、総務省と委託先候補との間で契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もある。

(2) 委託期間

委託期間は、委託を受けた日から総務省が別に定める日までとし、契約は単年度契約とする。

(3) 契約の形態

総務省の支出負担行為担当官と代表団体の市町村等の首長又は国立大学法人の代表が委託契約を締結する。

(4) 契約書について

契約は、別に定める総務省の委託契約書による。

6. 委託費

(1) 委託費の扱い（精算払い／概算払い）

委託費は、委託契約に係る契約書に定められた使途以外への使用は認めない。また、委託費は、事業終了後速やかに成果報告書の提出を受け、委託金額を確定した後、精算払いにより支払うことを原則とするが、年度途中での委託費の支払い（概算払い）が必要な場合については、その理由・内容等を確認の上、概算払いも可能である。

(2) 委託費の内容

ア 委託事業の対象となる経費は、提案のあった取組の実施に要する経費であって、国からの調査委託費として措置できるものとして、以下の表に掲げる費目に限る。

ブロードバンドインフラ等の基盤整備に該当する経費については、原則として支出できないものとする。ただし、ＩＣＴシステムを稼働するために必要最低限の機器類については支出を認める。この場合、機器類については、原則リース又はレンタルによるものとする。

なお、本事業で調達した機器類等については、事業終了後、委託先においてリース契約を継続する等、継続的な運営に必要な措置を講じること。

おって、職員の人事費（常勤、非常勤を問わない。）、施設整備費、提案団体の

通常の運営経費、本事業に必要となる経費以外の経費、委託期間の間に実施されない取組に係る経費、国等により別途、補助金、委託費等が支給されている取組に係る経費は対象としない（これらの経費と明確に区分して経理される経費のみを委託費の対象とする。）。

項目	説明	具体例
I C T 支援員確保に要する経費	委託事業において、I C T 支援員を新たに確保する場合の労務費等に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・実証を各学校において、授業支援体制を確保するために必要となる I C T 支援員に係る請負費（委託事業以前から配置されている I C T 支援員に係る経費の付け替えは認められない。）
システム開発経費	委託事業で用いるシステムの調達に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・委託事業の遂行に直接必要なシステム・ソフトウェアの企画、設計、開発に係る外注請負費
リース・レンタル料	委託事業の遂行に必要な機械装置、その他備品を必要とする場合におけるそのリース・レンタルに要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・タブレット P C ・インタラクティブ・ホワイト・ボード ・無線 L A N 装置 ・各種サーバ（ホスティングサービスの利用を含む。） ・計測機器
設置工事費	機械装置等の設置に係る労務費等に要する経費	
保守費	機械装置等の保守（機能の維持管理等）を必要とする場合における労務費、旅費交通費、滞在費、消耗品費及びその他の必要な経費	
会議費	委託事業の遂行に必要な情報、意見等の交換、検討のための地域協議会の開催等に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・委員等謝金 ・委員等旅費 ・職員旅費（総務省が主催する連絡協議会に出席するために要する旅費に限る。） ・会議室借上費 ・雑費（会議の茶菓、弁当等（アルコール類は除く。）に係る経費） ・資料作成費（会議の資料作成に係る印刷・製本費等の経費）
消耗品費	委託事業の実施に要する資材、部品、消耗品等の購入又は製作に要する経費 ※消耗品とは、その使用により性質又は形状を変ずるものであって、取得価格が 10	<ul style="list-style-type: none"> ・事務用品（コピー用紙、罫紙、封筒、ファイル、筆記用具、文具用品等のうち、委託事業にのみ特化して使用するもの）

	万円未満（消費税込）又は使用可能期間（耐用年数）が1年未満のものをいう。	
備品等購入費	委託事業の実施に要する備品等であって、リース・レンタルが不可能又は経済的に不利になる機械装置、その他備品の製作又は購入を必要とする場合におけるその製造原価又は購入に要する経費	
通信運搬費	委託事業に直接要する通信回線の月々の使用料、資料等の郵便発送等	・回線費 ・切手代、郵送料
調査費	委託事業に係る調査・検討に要する経費	・報償費
報告書作成費	成果報告書等の印刷・製本、電子化に要する経費	・契約に基づいて総務省に提出する、成果報告書等の作成のための経費
ソフトウェア使用料	委託事業に必要なソフトウェアに係る月々の使用料等	・委託事業の遂行に直接必要なソフトウェア、デジタル教材に関しライセンス契約を締結して限定使用する使用料
その他経費	以上の各経費のほか、委託事業を実施するために特に必要と認められる経費	・映像記録の撮影に要する経費

イ 提案に基づく事業の受託者は、委託契約の全部又は事業内容の決定、事業運営方針の決定、進行管理等、本事業の根幹に係る業務を一括して委託し、又は請け負わせてはならないこととする。

ただし、委託し、又は請け負わせることが合理的と認められる業務については事業の一部を委託し、又は請け負わせることができる。この場合、受託者は、当該主体の名称等（住所、氏名（又は名称）、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額）について事前に総務省に通知し、再委託の承認を受けることとし、また、当該主体の選定に用いた仕様書を併せて総務省に提出することとする。

なお、総務省の承認に際しては、再委託を行う合理的理由、再委託の相手方が再委託される業務を履行する能力、その他必要と認められる事項について審査する。

おって、次の場合は承認を受けることを要しない。

- ① 再委託の金額が50万円を超えない場合
- ② 契約の主体部分ではなく、再委託をすることが合理的で以下に示す軽微な委託及びこれに準ずると認められる再委託で契約金額の5分の1を超えない場合
 - ・翻訳、通訳、速記及び反訳等の類
 - ・調査研究報告書等の外注印刷等の類
 - ・会議開催の会議室、会場等の借上げの類
- ③ 再委託することとし、その実施体制、役割分担をあらかじめ、提案書に明示していた場合は、その範囲内において申告により再委託を行うことができる。

ウ 国立大学法人が本事業の受託者であり、その実施に際して売買、請負その他の契約

を行う場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般的な競争に付することが困難又は不適当な場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。なお、市町村等が本事業の受託者であり、その実施に際して売買、請負その他の契約を行う場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、契約が締結されるものであること。

（3）リース・レンタル契約に係る料金の考え方

委託事業において調達する機器類のリース料については、原則として総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）別表に掲げる当該機器類の処分制限期間以上の期間に基づき算定した料金とすること。

（4）契約価格の妥当性の担保について

- ア 経費の見積もりについては、過大にならないことを担保するため、提案自治体又は提案自治体が属する県のCIO等専門的知識のある者のチェックを受けたものであることの証明書を添付すること。
- イ 随意契約により、再委託を行う場合は、相見積もりの取得先が、契約先企業から紹介された当該契約企業のディーラー企業等であることや、同種の事業実績が無い、企業規模から明らかにその履行が困難であるなど、相見積の適正性に疑義が生じることが無いよう留意すること。

7. 事業の実施

（1）実施体制

上記1の目的を達成するためには、本事業の実施に際し、地域における多様な主体との密接な連携・協力体制を構築することが必要となるため、委託先においては、以下の体制を整備することとし、総務省に対する成果報告において、これらの体制を整備し、円滑に運営したことが明らかになるような資料（例えば協議会の議事録等）を提出しなければならない。

① プロジェクトリーダーの決定

委託先は、事業の実施に際し、事業の全体を統括するプロジェクトリーダーを決定し、総務省に報告することとする。プロジェクトリーダーは、事業の進捗管理等全体を統括し、総務省の求めに応じて隨時説明を行うとともに、総務省及び総務省を通じてなされる他の市町村等の求めに応じて、モデル構築の成果の全国展開に必要な措置に協力すること。

なお、上記の役割を適正に担える者であれば、市町村等の職員や当該地域の住民である必要はなく、また、必ずしも組織の責任者であることを要しないが、②で述べる地域協議会等のメンバーであることを必須とする。

また、プロジェクトリーダーは、総務省が別に設置する有識者による研究会（連

絡協議会）に出席すること（研究会（連絡協議会）については、東京都千代田区において、平成24年3月31日までに年5回程度開催する予定。）。

② 地域協議会等の設置・開催

委託事業の内容に教員等の意向を反映し、また、継続的な事業運営方策を検討するため、教育委員会（国立大学法人の場合は、大学本部。以下同じ。）や学校関係者を含む関係機関との地域協議会等を設置して事業を実施することを原則とする。地域協議会等のメンバーは市町村等を中心として、事業の実施等に必要な主体を幅広く含むことを要する。

地域協議会等は、ICT関連機器・設備やICTシステムの仕様等の決定のほか、具体的な事業運営体制、連携主体等における役割分担及び費用負担の在り方、次年度以降の事業の運用・運営の在り方等について検討する。

なお、既存の組織を活用することも可能であるが、連携して実施する文部科学省の「学びのイノベーション事業」と共通の協議会であることを原則とする。また、事業の円滑な開始に向けて、速やかな設置・開催等が必要となるが、提案時点においては、設置予定とすることも可能である。

地域協議会等には、総務省が別に指名する者のオブザーバー参加を可能とすること。

（2）委託事業終了後の残存資産の扱い

リースが原則のため、残存資産は残らないが、例外として、事業終了後、残存資産が存在する場合には、総務省と委託先が別途協議してその扱いを決定することとする。

8. 報告

（1）成果報告

委託先は、別に定める様式に基づき、以下の成果物を総務省に提出しなければならない。

① 成果報告書等 各50部

事業内容、教育現場におけるICT利活用手法とその効果、効果的なICT人材活用・育成手法とその効果、目標の達成状況（情報通信システム運用データ等を含む。）、教育現場における事業実施に当たっての情報通信技術面での課題・その解決策、運営体制の整備状況・役割分担、収支報告、次年度以降の事業予定・費用負担の在り方等を含む報告書及び概要版

② 情報通信システム設計書 各2部

情報通信システムの基本設計書及び詳細設計書

③ 上記①及び②の成果報告書等を電子化したもの（CD-R等） 2枚

(2) 事後報告

委託先においては、本事業の目的を達成するため、成果報告を行った後も、継続的な事業運用・運営を行うことが求められる。委託事業終了後3年間程度は、この運用・運営によって得られた成果について、提案書に記載された目標及び総務省が提示した設定指標等に照らした事後評価を実施し、その評価結果を別に定める様式により総務省に報告するものとする。

9. 事業の継続委託

本事業については、委託事業の成果等の評価結果を受けて、委託を継続することが本事業の目的達成に必要と認められる場合には、平成23年度以降、3年間を限度に継続して事業を委託することがあり得る。

10. スケジュール

本事業の実施スケジュールは、おおむね以下のとおりと想定している。ただし、諸事情により変更することがある。

平成23年8月（予定）	公募提案について外部評価を行い、委託先候補を選定
8月（予定）	採択決定通知の送付
採択通知後	契約条件の協議を行い、委託契約を締結
11月～12月頃	中間報告
平成24年3月頃	成果報告

11. その他

(1) ガイドライン（手引書）作成への参画

総務省は、本委託事業における調査研究と、別に実施する「東日本地域におけるＩＣＴを利用した協働教育の推進に関する調査研究」及び「西日本地域におけるＩＣＴを利用した協働教育の推進に関する調査研究」の調査結果を踏まえ、平成22年度に作成したガイドラインの改訂版を作成する。そのため、委託先においては、総務省が別に設置する有識者による連絡協議会（研究会）における議論等を踏まえ、ガイドライン（手引書）作成に必要な実証の情報を提供し、別に実施する「教育分野におけるＩＣＴ利活用推進のための調査研究」の請負者が行うガイドライン（手引書）の作成に参画すること。

(2) 学校現場におけるＩＣＴ環境の構築、運用、利活用に関する調査研究

別に実施する「教育分野におけるＩＣＴ利活用推進のための調査研究」の請負者が行う学校現場におけるＩＣＴ環境の構築、運用、利活用に関する調査研究に協力し、特に中学校においては、当該請負者から提案される各実証フィールド共通の評価指標・手法等に基づく調査を行い、報告すること。

(3) 映像資料の記録

実証について記録映像を撮影し、別に実施する「教育分野におけるＩＣＴ利活用推進のための調査研究」の請負者に対し提出すること。なお、提出媒体、映像ファイル形式等は、「教育分野におけるＩＣＴ利活用推進のための調査研究」の請負者の指示に従うこと。

(4) 連絡協議会（研究会）への参画等

総務省が別に設置する有識者による研究会（連絡協議会）に対し、実証の報告を行う等、研究会の議論に対し必要な参画を行うこと。

なお、有識者による研究会（連絡協議会）への参画に当たっては、主管課の指示に従うこと。

(5) 文部科学省「学びのイノベーション事業」への参画

実証校においては、文部科学省が定める「学びのイノベーション事業（中学校及び特別支援学校における情報通信技術の活用）」に基づき、文部科学省が開発し、実証校に提供するモデルコンテンツ（デジタル教材）を活用した指導方法の開発や効果の検証を行うこと。

(6) 委託事業に係る提案書類の全部又は一部、外部の有識者等を構成員とした評価会における議事、議事録、各提案の評価結果等について、公開する場合がある。提案書類のうち、非公表を希望する書類があれば、当該書類の右上の余白に「非公表」と明記するとともに、その理由を記載すること。なお、これらの提案書類等については「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）に基づき取り扱う。

12. 本件に関する問い合わせ先

総務省 情報流通行政局 情報通信利用促進課 調整係
〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館
電話：03-5253-5685／ファックス：03-5253-5745
e-mail：f_schools@ml.soumu.go.jp

提案書類提出先

(北海道) 北海道総合通信局情報通信部情報通信振興課 〒060-8795 札幌市北区北 8 条西 2-1-1 札幌第 1 合同庁舎 12F 担当 : 鈴木、越後 電話 : 011-709-2311(内 4718) / フックス : 011-709-2482 e-mail : rikatsuyo-hokkaido@soumu.go.jp	(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県) 近畿総合通信局情報通信部情報通信振興課 〒540-8795 大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎第 1 号館 担当 : 川崎 電話 : 06-6942-8520 / フックス : 06-6920-0609 e-mail : ict-kinki@ml.soumu.go.jp
(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県) 東北総合通信局情報通信部情報通信振興課 〒980-8795 仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第 2 合同庁舎 担当 : 佐々木、佐藤 電話 : 022-221-3655 / フックス : 022-221-0613 e-mail : sinkokikaku-toh@ml.soumu.go.jp	(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県) 中国総合通信局情報通信部情報通信振興課 〒730-8795 広島市中区東白島町 19-36 担当 : 岡、赤崎 電話 : 082-222-3325 / フックス : 082-502-8152 e-mail : chugoku-shinko@ml.soumu.go.jp
((茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県) 関東総合通信局情報通信部情報通信連携推進課 〒102-8795 東京都千代田区九段南 1-2-1 担当 : 脇田、安達、本郷 電話 : 03-6238-1680 / フックス : 03-6238-1699 e-mail : kanto-renkei@soumu.go.jp	(徳島県、香川県、愛媛県、高知県) 四国総合通信局情報通信部情報通信振興課 〒790-8795 松山市宮田町 8-5 担当 : 竹田、石川、田村 電話 : 089-936-5061 / フックス : 089-936-5014 e-mail : shikoku-chiiki@soumu.go.jp
(新潟県、長野県) 信越総合通信局情報通信部電気通信事業課情報通信振興室 〒380-8795 長野市旭町 1108 長野第 1 合同庁舎 担当 : 市川、田中 電話 : 026-234-9933 / フックス : 026-234-9999 e-mail : shinetsu-event@soumu.go.jp	(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県) 九州総合通信局情報通信部情報通信振興課 〒860-8795 熊本市春日 2-10-1 担当 : 赤瀬、渡邊、潮崎 電話 : 096-326-7833, 7309 / フックス : 096-326-7829 e-mail : h-shinkou@soumu.go.jp
(富山県、石川県、福井県) 北陸総合通信局情報通信部電気通信事業課情報通信振興室 〒920-8795 金沢市広坂 2-2-60 金沢広坂合同庁舎 担当 : 中野、寺分 電話 : 076-233-4431 / フックス : 076-233-4499 e-mail : hokuriku-shinkou@soumu.go.jp	(沖縄県) 沖縄総合通信事務所情報通信課 〒900-8795 那覇市東町 26-29-4 F 担当 : 情報通信振興担当 電話 : 098-865-2304 / フックス : 098-865-2311 e-mail : okinawa-sinko@ml.soumu.go.jp
(岐阜県、静岡県、愛知県、三重県) 東海総合通信局情報通信部情報通信振興課 〒461-8795 名古屋市東区白壁 1-15-1 名古屋合同庁舎第 3 号館 担当 : 服部、今井 電話 : 052-971-9317, 9222 / フックス : 052-971-3581 e-mail : tokai-shinko@soumu.go.jp	

**平成23年度「フューチャースクール推進事業（中学校及び特別支援学校）」
提出書類一覧表**

以下の書類を平成23年8月8日（月）14時までに管轄する総合通信局又は沖縄総合通信事務所に提出してください。

提出書類	書式	紙媒体※1	電子ファイル		注意事項
			ファイル名※2	ファイル形式※3	
提案書（かがみ）	【かがみ】	公印等を押印した原本を提出	○○00 かがみ	Adobe PDF	
提案書（概要）	【別添1】		○○10 概要	MS-Word	・必ず指定の様式により <u>1ページ</u> 内で作成
提案書	【別添2】		○○20 提案	MS-Word	
事業イメージ詳細図	【別添2-1】		○○21 詳細図	MS-Power Point	・必ず指定の様式により <u>1ページ</u> 内で作成
（別紙1）収支見込み	【別添2-2】		○○22 収支	MS-Excel	・検算を入れる等、誤りの無いようすること。
（別紙2）支出経費の内訳	【別添2-3】		○○23 経費	MS-Excel	・検算を入れる等、誤りの無いようすること。
提案書（全体版）			○○提案書	Adobe PDF	・【別添1】～【別添2-3】を結合して一つのファイルとしてること。
見積書等	様式適宜	・様式適宜 ・写し可	○○24 積算01 ○○24 積算02 ・ ・ ・	MS-Word、 MS-Excel、 MS-Power Point、 Adobe PDF 等	・書類の右肩に <u>資料番号</u> を記載 ・資料番号は、 <u>ファイル名の番号</u> と一致。 ※○○24 積算01←ファイル名の番号 ・資料番号は（別紙2）支出経費の内訳の「資料番号」欄にも記載
連携主体の代表承認書	【別添3】	・公印等を押印した申請書の原本を提出	○○30 連携	Adobe PDF	・申請主体が <u>連携主体</u> の場合のみ ・電子ファイルは紙媒体をスキャンしたもの ・代表団体以外の構成団体が押印 ・1団体につき1枚でも、全構成団体で1枚でも可

※1 すべてA4版で提出すること。

※2 ファイル名の赤字部分は【提案団体名】とする。提案団体名は略称で可。

また、ファイル名で用いる数字は半角とし、文字間にスペース等を入れないこと。

例： 総務市10提案.doc

※3 フォーマット形式はWindows OSに対応したものとする。また、必ず指定のファイル形式で提出すること。

(文 書 番 号)
〇〇年〇〇月〇〇日

総務省情報流通行政局
情報通信利用促進課長 あて

(申請主体名)
(代表者の職) (代表者の氏名) 印

平成23年度「フューチャースクール推進事業（中学校及び特別支援学校）」
の募集に係る提案書の提出について

平成23年度「フューチャースクール推進事業（中学校及び特別支援学校）」の募集
に係る提案について、別添のとおり提出します。

赤字は記載例等のため提出時には削除すること
色付きのセルには数式が入っています。

総務省使用欄

平成23年度 フューチャースクール推進事業（中学校及び特別支援学校分） 提案書概要

申請主体					
申請主体名称	ふりがな まるまるし ばつばつまち さんかくさんかくむら				
	連携主体（〇〇市、××町、△△村）代表〇〇市				
代表者名	役職 〇〇市長	ふりがな * * * * * * * *			
		氏名 〇〇 〇〇			
申請主体の形態	市区町村（単独） ←ドロップダウンリストから選択				
事業の内容					
実施場所	学校名	校種	生徒数	クラス数	備考
	〇〇市立〇〇中学校	中学校	400	8	
	××町立××中学校	中学校	300	6	
	△△県立△△特別支援学校	特別支援学校（視覚障害）	80	4	
	合計	3 校	780	18	
計画額	合計	50,000,352 円	上限（1校当たり5,235万円）		
ICT関連機器	利活用する機器 タブレットPC インラクティブ・ホワイト・ボード 〇〇	800 台 18 台 台 台 台	備考 主な利用方法等 ※上記のほかに利活用する機器があれば主なものを記載		
実施テーマ と実証方法	<ul style="list-style-type: none"> 〇実証テーマ①..... (実証方法…) 〇実証テーマ②..... (実証方法…) 〇実証テーマ③..... (実証方法…) 				

ここまででA4判1ページ以内とすること

**平成 23 年度
「フューチャースクール推進事業（中学校及び特別支援学校分）」
実施計画**

申請主体	
申請主体名	<p>※交付申請書に記載した団体名を記載 例：〇〇市</p> <p>※連携主体の場合は全構成団体と代表団体を記載 例：連携主体（〇〇市、・・・及び・・・） 代表 〇〇市</p>
代表者名	<p>例 1) 〇〇市長 〇〇 〇〇</p> <p>※連携主体の場合は代表団体の首長名を記載</p> <p>例 2) 国立大学法人〇〇〇 学長 〇〇 〇〇</p>
申請主体の形態	<input type="checkbox"/> 都道府県、特別区又は市町村(単独) <input type="checkbox"/> 2 以上の団体からなる連携主体 <input type="checkbox"/> 国立大学法人 ※該当する形態をチェック（■）すること。
担当者連絡先	<p>〇〇市〇〇部〇〇課〇〇係長 〇〇 〇〇 電話番号：00-123-4567 E-mail : *****@*****.**</p> <p>※担当部局・役職、担当者氏名、電話番号、メールアドレスを記載</p>

1. 本事業に取り組む経緯・背景

※ 本事業に取り組む経緯・背景、学校ごとの I C T 機器の利活用状況、 I C T 機器を利活用した授業の実施体制等の現況など、これまでの教育の情報化に関する取組と今後の計画なども含めて記載すること。

2. 事業の内容 要添付：【別添 2-1】事業イメージ詳細図

※ 1 I C T 支援員（学校において実証の実施のサポートを専任とする支援員をいう。以下同じ。）の確保・配置、支援の方法、 I C T 関連機器の配備内容やシステム構成・利活用方法、実証テーマとその検証方法、実証体制なども含めて、平成 23 年度における本事業の全体概要を記載すること。

※ 2 加えて、平成 23 年度の事業の内容を踏まえた平成 24 年度及び平成 25 年度の実施計画の方針についても記載すること。

3. 実施対象 中学校 特別支援学校（※1） の概要

学校名 (ふりがな) 所在地	全児童・生 徒数 全教員数 (人) 平成 年月 現在（※ 2）	現在の I C T 機器の配備の状 況及び 本事業における配備等予定			I C T 支援員の 確保の状況等 (※6)		外部接続ネットワ ークの利用状況等 (※7)	
		I C T 機 器の種類 (※3、※ 4、※5)	現在の 配備状 況	本事業に による配備 等予定	現在の 状況	本事業 による 予定	現 在 の 利 用 状 況	本 事 業 に よ る 予 定
○○市立○○ 中学校 (まるまる) ○○市××	全生徒数 ○人 全教員数 ○人	タブレッ ト P C (機 種名)	●●台	××台				
		インタラ クティ ブ・ホワ イト・ボ ード (タ イプ)	●●台	××台				
		校内無線 L A N 環 境	職員室 及びP C教室 のみ構 築済み	校内全域 における 無線 L A N環境				
		○○端末	○○台	××台				
○○県立×× 特別支援学校 (ばつば つ) ①○○県×× (しか く) ②○○県□□ (さんか く) ③○○県△△	全児童数 ○人 全教員数 ○人	タブレッ ト P C (機種 名)						
		校内無線 L A N 環 境						
		P C (モ バイル)						
		入出力支 援装置						

※1：提案する学校種に応じて、修正すること。

※2：平成 23 年 7 月 1 日現在等最新の数値を記載すること。

※3：タブレット P C 及び P C について、複数の機種を選定する予定がある場合は、それぞれの機種ごとに台数を記載すること。

※4：インタラクティブ・ホワイト・ボードについては、タイプ別（ボード型、プラズマ型、アタッチメント型等）に台数を記載すること。

※5：「I C T 機器の種類」の欄について、タブレット P C 、インタラクティブ・ホワイト・ボード及び校内無線 L A N 以外で、本事業により配備する I C T 機器がある場合は、その名称、現在の配備状況及び本事業における配備予定を記載すること。

特別支援学校において、点字ディスプレー、点図ディスプレー、タッチパネル、トラックボール、ジョイスティック等の入出力支援装置、点字プリンター等 I C T 機器を授業で利活用するために必要な機器を本事業で配備する場合は、その名称、数量を記載すること。

※6：「ＩＣＴ支援員の確保の状況等」の欄について、人数、勤務形態など簡潔に記載すること。

※7：「外部接続ネットワークの利用状況等」の欄について、光ファイバ、CATVなどの種別、伝送容量などを記載すること。

4. 事業スケジュール

※下記の様式に基づき、平成23年度における本事業の具体的な取り組みを記載すること

実施内容	23年8月	9月	10月	11月	12月	24年1月	2月	3月
協議会の開催		△ (テーマ)	△ (テーマ)		△ (テーマ)		△ (テーマ)	△ (テーマ)
ICT支援員の確保・研修		→						
関連機器・設備の検討・決定		→						
システム構築の検討・決定		→						
システム設計		→						
関連機器・設備、システム等の調達		→						
システム構築			→					
システム稼働				→				
実証研究			→					
実績報告等作成				△ 中間報告	→		→	
.....								

5. ICT支援員の確保・配置、活用方法

※ ICT支援員を今回の事業において、どのような者を、どのように確保・配置、活用するのか（例：想定する前職、授業におけるICT機器等の操作・利用支援、授業で使用するデジタルコンテンツの作成支援、教育の情報化に関するシステム設計サポート（関係事業者との調整）、システム運営、ヘルプデスク対応など）、具体的かつ詳細に記載すること。

6. I C T関連機器・設備の構築内容等

(1) I C Tシステム構成

※ 下記の様式に基づき、I C Tシステム構成を記載すること。

参照システム等	<p>※ 参照したモデルシステム（平成22年度 総務省「東日本地域（又は西日本）におけるI C Tを利活用した協働教育の推進に関する調査研究」等による実証環境モデルなど）、他地域の事例等を記載すること</p>
I C T関連機器等の構築内容	<p>※ 配備するI C T関連機器の配備内容について、以下のI C T関連機器ごとに、学年、台数、実施要領記載の仕様への適合性等を記載すること。</p> <p>① タブレットP C（特別支援学校においてはP Cを含む。）</p> <p>※ 機種、対象とする学年、児童生徒・教員別の台数、仕様への適合性等 特別支援学校において、タブレットP Cを利活用するために点字ディスプレー、点図ディスプレー、タッチパネル、トラックボール、ジョイスティック等の入出力支援装置を本事業で配備する場合は、その名称、数量、当該装置を用いるタブレットP C等との組み合わせ内容 記載例) 機種 学年 台数 仕様への適合性 備考 ○○○ 全学年 生徒用△△台 適</p> <p>② インタラクティブ・ホワイト・ボード</p> <p>※ 機種、配備対象とする教室、台数、仕様への適合性等 記載例) 機種 対象とする教室 台数 仕様への適合性 備考 ××× 全普通教室(6)、 8台 適 体育館、理科室</p> <p>③ ①及び②を活用できる無線L A N環境構築の概要</p> <p>※ 環境構築する教室、範囲、仕様への適合性等 記載例) 教室 範囲 仕様への適合性 備考 全普通教室 校内全域及び校庭 適</p> <p>④ ①から③以外のI C T関連機器の具体的な配備内容</p> <p>※ 特別支援学校（視覚障害特別支援学校）において、点字プリンターを配備する教室及び機種・台数 記載例) 教室 機種 台数 ○○○ □□□ △△△</p> <p>⑤ アプリケーション、ソフトウェア、デジタル教材等</p> <p>※ アプリケーション等ごとの機能・用途、対象科目・学年、ライセンス数等 記載例) 名称 機能 対象科目・学年 ライセンス数 ○○○ 数学ドリル 数学・1年 100 (タブレットP C用)</p>

情報通信 システムの機能	<p>※ 構築する I C T システムの内容及び機能について、以下の観点から記載すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 機能性：想定される利用者の I C T スキルを考慮した機能を有していること ② 信頼性：一定の期間・条件下で所定の機能や性能を維持できること ③ 使用性：使い勝手がよく、教育分野での親和性があること ④ 効率性：一定の条件下で性能や資源効率が妥当であること ⑤ 保守性：使用開始後、保守が容易であること ⑥ 汎用性：他のシステムとの連携が容易であること 等
活用する ネットワーク 種別・伝送速度	<p>※ 光ファイバ、C A T V、無線、A D S L など、外部と接続するネットワーク概要を記載すること</p>
システム設計・ 運用上のセキュ リティへの配慮	<p>※ 個人情報を扱う事業については、セキュリティ対策技術、ポリシーの策定、教職員に対する研修実施等、具体的に記載すること</p>

(2) I C T 利活用シーン

※上記6(1)により配備するI C T関連機器ごとに想定する利活用方法を具体的に記載すること。
また、実施予定科目名及び時間数を明記すること。

(3) 効率性・汎用性・普及性

※上記6(1)「I C Tシステム構成」に関し、I C T機器・設備の配備やI C T関連システムの開発・設計に当たり、どのように効率的に行うのか記載すること。

また、複数の市町村が連携して行う事業、複数の学校を対象とする事業については、教育用アプリケーションやデジタル教材などをどのように集約・統合等し、効率的に構築するのか具体的かつ詳細に記載すること。

※上記6(1)「I C Tシステム構成」に関し、他地域において、当該システムを導入する場合、どの程度、円滑かつ容易に導入・展開することが可能なのか記載すること。

7. 事業目標（実証テーマと、その実証方法）

※ 下記に様式に基づき、本事業による今後3年間における実証テーマ（独自のテーマを含む。）及びその実証方法（定量的・定性的な評価指標を含む。）を記載すること。

＜独自テーマの設定例＞

- ①学校と地域の連携におけるＩＣＴ利活用に際しての課題の抽出・分析
- ②校務支援システムの導入、活用におけるネットワーク環境等技術的課題の抽出・分析
- ③デジタル教科書・教材を活用する際の情報通信技術面に関する課題の抽出・分析

目標年度	実証テーマ		実証方法
23年度	I)	I C T 環境の構築に際しての課題の抽出・分析	※実証方法（評価手法）とその評価指標を具体的に記載すること
		I C T 環境の利活用に際しての情報通信技術面等の課題の抽出・分析	〃
		I C T 環境の導入・運用に係るコストや体制に関する課題の抽出・分析	〃
		I C T 利活用方策の分析	〃
		将来に向けた I C T 利活用推進方策の検討	〃
	II)	障害の状態等に応じた入出力支援機器等の使用に関する課題	〃
		校内の学級と病院内等の学級とを接続し、双方向通信に関する課題	〃
		一般向けのコンテンツを障害のある児童生徒が用いたり、児童生徒一人ひとりの障害の状態等に応じて改変したりあるいは新たな作成に関する課題	〃
	III)	災害時における I C T 環境の利活用方策と課題の抽出・分析 避難所となった場合の利活用方策例) ①児童の調べ学習用のインターネット環境を、情報収集の手段として活用 ②教室内の T V や電子黒板を、体育館等の避難所に移動し、電子情報ボードとして活用 ③校内の情報端末を地方自治体の事務作業に活用	〃
	独自	(独自テーマ)	〃
24年度			〃
			〃
			〃
			〃
			〃

			〃
25年度			〃
			〃
			〃
			〃
			〃
			〃

8. 資金計画・実施体制

(1) 収支見込み（単位：千円） 要添付：【別添2－2】収支見込み

別紙1のとおり

※【別添2－2】の（別紙1）収支見込みの様式に基づき、本事業完了後も含め、今後5年程度の収支見込み（今年度の初期費用、次年度以降の運営費用などを含め、今後5年程度の事業実施に係る収入・支出等）、維持管理・運営経費とその負担主体・負担方法を記載すること。

(2) 支出経費の内訳（単位：円） 要添付：【別添2－3】支出経費の内訳、
【様式適宜】見積書等

別紙2のとおり

- ※1 【別添2－3】の（別紙2）支出経費の内訳の様式に基づき、本事業の支出経費の内訳を提出すること。
- ※2 支出経費の内訳については、見積書を添付すること（様式適宜。ただし、複数者からの見積もりの提出を原則とする。なお、1者の見積もりしか提出できない場合は、他者が見積もりを行うことができない理由書も併せて提出することとするが、理由書の内容によっては見積書等の再提出を求めることがある。）。
- ※3 経費の見積もりについては、提案自治体又は提案自治体が属する県のCIO等専門的知識のある者のチェックを受けたものであることの証明書を添付すること。

(3) 実施体制

※1 本年度以降3年間の運営体制（教育委員会、学校関係者、自治体、住民代表、NPO、地元企業、ICT関係企業など）について記載すること（プロジェクトリーダーは必ず明記すること。）。

実施体制	
協議会	
名称	取組状況
○○○協議会	※協議会の、目的、設立年月日、これまでの活動実績を含めて明記すること。（新規に設立する場合は、目的、協議会設置に向けた検討状況や設置時期等について明記すること。）
運営体制（協議会の主な構成員）	
団体・氏名	役割
○○ ○○ (プロジェクトリーダー)	
○○市長 ○○ ○○	
○○ ○○	
.....	
○○ ○○	
○○○株式会社	

※2 地域協議会以外での、教育委員会内、学校内等における実施体制等を整備（予定）している場合は、実施する体制、人員、役割、地域協議会との関係等を具体的に記述すること。

※3 委託事業について再委託を予定し、その実施体制、役割分担及び再委託を行う業務の範囲が明らかな場合は、その内容と、再委託をする合理的な理由及び支出見込額を予定する契約ごとに記載すること。

9. 事業の継続性の確保

※ 委託事業完了以降、資金計画（維持管理費用の負担等）、ＩＣＴ人材の育成・活用、実施体制などを含め、どのように事業の自律的運営（継続性）を確保していくのか具体的かつ詳細に記載すること。

10. 地方公共団体の政策体系等への位置づけ等

(1) 地方公共団体の政策体系等への位置づけ

※1 本事業が、各地方公共団体において策定する政策体系・教育に関する基本的な計画に記載されている内容に合致するものがあれば、その旨を記載すること。

※2 実施団体が国立大学法人である場合は、各法人において、教育の情報化に関するＩＣＴ機器の導入計画、利活用実施計画等があれば、その内容を記載すること。

(2) ＩＣＴを活用した授業実践についての経験及び知見

※ 実施主体、実証校におけるＩＣＴを活用した授業実践について、それぞれの授業実践について、実施時期、実践概要等を具体的に記述すること（複数の実績等を有する場合には、表形式で取りまとめを行うこと。）。

また、ＩＣＴを活用した授業実践の知見を有することについて客観的に証明できる内容を具体的に記述すること。

必要に応じて資料を添付すること。

11. 事業内容の公開、周知・展開等への協力

※ ガイドライン（手引書）作成への参画、学校現場におけるＩＣＴ環境の構築、運用、利活用に関する調査研究への協力、映像資料の記録、総務省の連絡協議会への参画、文部科学省「学びのイノベーション事業」への参画のほか、公開授業の実施時期・開催概要、事業内容の公開及び他団体への周知・提供をどのように実施していくのか、その体制、方法について記載すること。

12. その他必要な事項

※ 複数の学校を対象とする事業については、提案の対象校を分割、縮減し、一校又は複数校に対して委託することの可否、可である場合は、各学校の優先採択希望順位を記載すること。

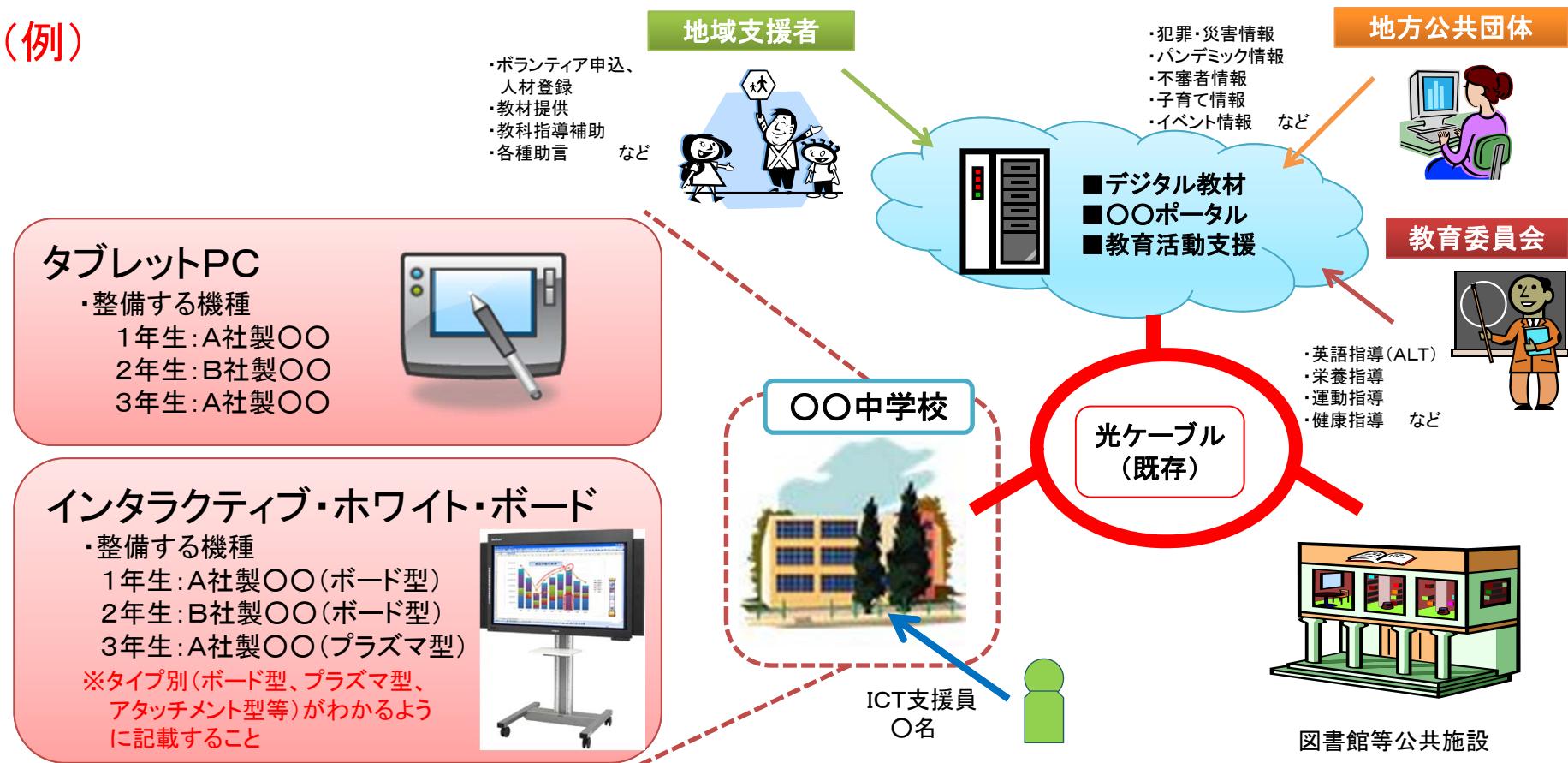
赤字は記載例等のため提出時
には削除すること

イメージ詳細図

提案団体名

都道府県	市町村	学校名	生徒数	クラス数	備考
〇〇県	〇〇市	〇〇中学校	1学年 ○名 2学年 ○名 3学年 ○名	〇クラス 〇クラス 〇クラス	
実証テーマと検証方法		実証体制			
実証テーマとその検証方法を簡潔に記載		プロジェクト・リーダーの選定、地域協議会の設置・開催予定、実証との関わり方を簡潔に記載			

(例)



赤字は記載例等のため提出時には削除すること
色付きのセルには数式が入っています。

収支見込み【提案書7(1)】

(単位:千円)

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
収入(i)	50,000	23,000	23,000	15,550	15,550
i -1.委託費(申請ベース)	50,000	23,000	23,000		
i -2.○○市一般財源				15,150	15,150
i -3.利用者(家庭)負担				400	400
支出(ii)	50,000	23,000	23,000	15,550	15,550
ii -1. ICT支援員確保に要する経費	2,100	3,600	3,600	3,600	3,600
ii -2. システム開発経費	30,350	3,800	3,800		
ii -3. リース・レンタル料	5,000	8,500	8,500	8,500	8,500
ii -4. 設置工事費	7,000	1,000	1,000		
ii -5. 保守費	700	1,200	1,200	1,200	1,200
ii -6. 会議費	300	300	300	300	300
ii -7. 消耗品費	100	100	100	100	100
ii -8. 備品等購入費	800				
ii -9. 通信運搬費	300	650	650	650	650
ii -10. 調査費	2,500	2,500	2,500		
ii -11. 報告書作成費	100	100	100		
ii -12. ソフトウェア使用料	700	1,200	1,200	1,200	1,200
ii -13. その他経費	50	50	50		
収支合計(i - ii)	0	0	0	0	0

※ 原則として、収支合計が「0」となるように調整すること

提案団体	連携主体(○○市、××町、△△村)代表○○市
------	------------------------

支出経費の内訳【実施計画7(2)】

赤字は記載例等のため提出時には削除すること
色付きのセルには数式が入っています。

別紙2

(単位：円)

項目	積算内容	事業費	資料番号
ii-1. I C T支援員確保に要する経費		2,100,000	
I C T支援員委託費	300,000 × 1人 × 7月	2,100,000	01
		0	
ii-2. システム開発経費		30,350,000	
○○システム開発	9,350,000 × 1式	9,350,000	02
△△システム開発	10,000,000 × 1式 × 1.05	10,500,000	02
□□システム開発	10,000,000 × 1式 × 1.05	10,500,000	02
ii-3. リース・レンタル料	内税の場合		
○○サーバリース料	27,000 × 4式 × 7月 × 1.05	793,800	03
タブレットPCリース料	1,500 × 300式 × 7月 × 1.05	3,307,500	03
インタラクティブ・ホワイト・ボードリース料	20,379 × 6式 × 7月 × 1.05	898,713	03
ii-4. 設置工事費		7,000,000	
ネットワーク機器設置工事	3,850,000 × 1式	3,850,000	04
サーバ設置工事	3,000,000 × 1式 × 1.05	3,150,000	05
ii-5. 保守費		700,014	
○○保守費	95,240 × 7月 × 1.05	700,014	06
ii-6. 会議費		300,000	
委員等謝金（一般）	5,000 × 3人 × 6回	90,000	07
委員等旅費（大学教授）	11,000 × 1人 × 6回	66,000	07
委員等旅費（市内）	12,000 × 2人 × 6回	144,000	07
ii-7. 消耗品費		100,002	
プリンタトナー	8,300 × 7個 × 1.05	61,005	08
バルキーファイル	3,140 × 1箱 × 1.05	3,297	08
コピー用紙	4,000 × 6箱 × 1.05	25,200	08
DVD-R	2,000 × 5箱 × 1.05	10,500	08
ii-8. 備品等購入費		800,021	
無線LAN用AP購入費	30,477 × 25式 × 1.05	800,021	09
	機器の購入は原則として認められない。		
ii-9. 通信運搬費		300,100	
BB通信費（家庭向け）	2,722 × 7月 15世帯 × 1.05	300,100	10
ii-10. 調査費		2,500,050	
アンケート集計作業	34,050 × 20人日 × 1.05	715,050	11
機器利用分析	50,000 × 34人日 × 1.05	1,785,000	12
ii-11. 報告書作成費		100,065	
報告書印刷製本費	10,000 × 2部 × 1.05	21,000	13
設計書印刷製本費	37,650 × 2部 × 1.05	79,065	13
ii-12. ソフトウェア使用料		700,087	
○○学習ソフト使用料	460 × 200式 × 7月 × 1.05	676,200	14
△△デジタル教材	3,250 × 1式 × 7月 × 1.05	23,887	15
ii-13. その他経費		50,000	
映像記録編集費	50,000 × 1式	50,000	16
合計		50,000,352	

申請主体	連携主体（○○市、××町、△△村）代表 ○○市
------	----------------------------

赤字は記載例等のため提出時には削除すること

〇〇年〇〇月〇〇日

総務省情報流通行政局
情報通信利用促進課長 あて

住所 〇〇県〇〇市〇〇 1－2－1

団体名 〇〇市

代表者 〇〇市長 〇〇 〇〇 印

※ 連携主体の構成団体 1 団体につき
1 枚でも全構成団体の連名でも可。
ただし、代表団体以外のすべての
構成団体の押印が必要。

私は、連携主体（××、・・・、〇〇及び△△）が提出する平成23年度「フ
ューチャースクール推進事業（中学校及び特別支援学校）」の募集に係る提案
書について、下記の者を連携主体の代表と認めます。

記

代表団体 住所 ××県××市×× 1－2－1
団体名 ××市
代表者 ××市長 ×× ××